

国士館史関係資料の翻刻並びに補註

第四卷

凡例

- 一 ここには、国士館史編纂のために調査収集した資料のうちから、翻刻・校訂と補註が終了し、重要度が高いものを順次紹介する。
- 一 資料には、巻別に適宜、通し番号と表題を付し、その下に（ ）で出典を略記した。
- 一 資料は、漢字・仮名遣いとも、できるだけ原本に忠実に翻刻したが、一部に句読点を補い読みやすく改めた。
- 一 資料中の漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、常用漢字にないものおよび地名・人名など特に必要と認められたものは、原本のままとした。
- 一 現在では読みにくくなった語句には、平仮名でふりがなを付したが、もともと原本にあるふりがなは片仮名で表記した。
- 一 資料の成立事情及び資料中に使用される用語で意味を解しにくいものには、簡略な補註を付し、読者の理解に資した。
- 一 資料の翻刻・校訂は、国士館史資料室収蔵の原本、ないしは原本から作成した忠実な複製資料によった。

一 昭和五年四月一五日 國士館高等拓植學校設立申請認可書類

(東京都公文書館所蔵 私立学校・冊ノ七三)

①

午学第三八一九号

昭和五年四月一五日受

私立学校設置ノ件指令案

午学第三八一九号

財団法人國士館

昭和五年四月九日付申請國士館高等拓植學校設置ノ件認可ス

年月日 知事

第二案

財団法人國士館

昭和五年四月五日付申請上塚司ヲ國士館高等拓植學校長ニ就任セシムルノ件認可ス

年月日 知事

第三案

年月日 知事

文部大臣宛

私立学校設置ノ件

財団法人國士館理事申請ニ係ル國士館高等拓植學校設置ノ件本日認可候条左記事項ヲ具シ此段及報告候也

記

一、位置荏原郡世田谷町

一、開校期日昭和五年四月

一、学則別紙ノ通り

一、學校長上塚司^{*1}

(備考)

一、目的 南米ブラジルニ發展セントスル国士的人材ヲ養成ス

一、修業年限一ヶ年

一、入学資格中学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ

一、生徒定員五十名

一、学資入学金五円、授業料年額八十四円

一、寄附行為変更認可四月十四日

一、教室 國士館専門學校々々舍ノ一部ヲ充当ス

〔東京府經由印〕
昭和5.4.9 午学第3819号

〔世田谷区奥印〕
世学第三二二号

國士館高等拓植學校設置申請

本財団法人ニ於テ別紙ノ通り高等拓植學校ヲ設置致度ニ付、御認可相成度、此段申請候也

昭和五年四月九日

財団法人 國士館

理事 柴田徳次郎印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

〔世田谷区經由印〕
世学第三二二号

前書出願ニ付奥印候也

昭和五年四月九日

東京府荏原郡世田谷町長寺田 武印

書類

- 一、設立申請者
- 二、学校沿革及設立要項
- 三、学則
- 四、教員予定表
- 五、学校長認可申請
- 六、財団寄附行為
- 七、財産目録
- 八、財団役員氏名
- 九、維持経営ノ方法
- 一〇、収支予算
- 一一、寄附行為改正同意書ノ写
- 一二、敷地校舎ノ図面

一三、教室配当表

* 1 上塚司 明治二三年、熊本県に生まれる。明治四五年神戸高等商業学校卒業、同年南満州鉄道株式会社入社。そこで渡満していた柴田徳次郎と交流を持つ。大正九年五月衆議院議員、大正一三年農商務大臣秘書官、その後商工大臣秘書官・大蔵省政務次官・衆議院外務委員長などを歴任。アマゾン産業研究所長・海外移住中央協会副会長・日伯中央協会理事長を務めるなど、海外移民政策に積極的に関与。大正九年の時点で財団法人国士館理事、翌年国士館維持委員会会計庶務。大正一一年国士館理事及び評議員に就任。昭和五年国士館高等拓植学校校長。昭和七年五月三十一日日本高等拓植学校を創立し、校長に就任。なお詳細は、熊本好宏「国士館高等拓植学校と移民教育」(『国士館史研究年報―楓原―』第三号所収)、同「上塚司」(本誌二〇三―二〇九頁)参照。また、「履歴書」が、本誌九四―九五頁にある。

②

国士館沿革

大正六年十一月四日東京市麻布区筈町一八二、大民団事務所内二夜学塾ヲ開キ、毎日二時間乃至四時間政治、

經濟、社会、宗教、哲学、武道、外国語等ノ科目ヲ教授ス、時勢ノ要求ハ日ヲ経ルニ從ヒ聴講者ノ数ヲ増シ、教室ノ狹隘ヲ告グルニ至リ、且ツ社会的風潮ハ益危道ニ偏セントスルヨリ、同士奮起シ國士館ノ移設ヲ計畫シ、地ヲ市外世田谷町松陰神社畔ニ相シ、大正八年二月工ヲ起シ九月講堂、道場、寄宿舎、本部等ノ工成リ、同時ニ財団法人ノ組織トナシ館規ヲ制定シ、同年十一月英才教育ヲ旗幟トシ広ク学生ヲ募集シ開齋ス
大正九年十月第二期生ヲ募集シ、同十年一月学園内ニ館宅六棟ヲ起工シ四月竣工ス、尚同年五月一日ヨリ新寄宿舎ノ建築ニ着手シ九月二十五日落成セリ

次テ大正十二年四月ヨリ國士館中等部ヲ新設シ、十四年四月改メテ文部省ノ認可ヲ得、中等部ヲ國士館中學校ト改称、同年六月中學校々々舎（総坪数四百十坪、総二階建）ノ建築ニ着手シ九月初旬落成ス

大正十五年荏原郡西部六ヶ町村、町村長及ビ町村有力者援助ノ下ニ國士館商業學校ヲ新設シ三月四日認可四月十五日開校ス

大正十五年七月理事國士館中學校長長瀬鳳輔死去、校長ニハ理事柴田徳次郎認可就任ス

昭和三年二月隣接公爵毛利家所有土地山林約六千坪買取校地ノ拡張ヲナシ運動場及生徒実習農園ニ充ツ

昭和三年十一月隣接松陰神社改築ニ就キ旧社殿ヲ讓受ケ構内ニ移設シ、國士神社ヲ建立ス

昭和四年三月十二日國士館専門學校認可、同日法学博士水野鍊太郎校長就任認可アリ、四月ヨリ開校ス

昭和四年五月國士館専門學校々々舎新築ニ着手シ、近ク竣工ノ予定

昭和四年三月國士館実務學校認可^{*1}アリ

*1 國士館実務學校 國士館は専門學校創設とともに、昭和四年三月、設置認可を受け、修業年限一年の國士館実務學校を設立。実務學校には、商工科と拓植科が設置され、実業家の育成を目的とした。しかし、専門學校創設の影響もあり開校できず、昭和五年五月には拓植科独立とともに開校を延期するも、同一〇年二月に開校せずに廃止とした。

③

設置要項

一、名称

國士館高等拓植學校

一、位置

東京府荏原郡世田谷町世田谷千六番地

一、学則

別紙ノ通り

一、修業年限

壹ケ年

一、入学資格

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル者

三、同規程ニ依ル検定試験ニ合格シタル者

一、組織

本科（昼間授業）

一、生徒定員

種別 学級数 生徒定員

本科 一 五〇

一、授業料

年額金八拾四円也

一、入学考査料及入学金

入学考査料 金五円也

入学金

金五円也

一、校地校舎

別紙ノ通り

一、維持経営ノ方法

別紙ノ通り

一、設立者

財団法人國士館

一、開校年月

昭和五年四月

國士館高等拓植學校學則

第一章 総則

第一条本校ハ南米ニ發展セントスル国士の人材ノ養成ヲ以テ目的トス

第二条本校ノ修業年限ヲ一年トス

第二章 学年学期及休業日

第三条本校学生ノ定員ヲ五十名トス

第四条学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条学年ヲ別チテ左ノ二学期トス

前学期自四月一日至九月三十日

後学期自十月一日至翌三月三十一日

第六条本校ノ休業日ハ左ノ如シ

日曜日

大祭祝日

本校記念日 十一月四日

春季休業 自三月二十一日至四月七日

冬季休業 自十二月二十五日至一月七日

第三章 学科課程

第七条本校ノ学科目課程左ノ如シ

学科目	毎週授業時数
国民道徳	一
ポルトガル語	一八
植民史	一
植民政策	一
南米経済事情	二
南米地理	二
農業大意	一
畜産大意	一
土木建築大要	一
測量大要	一
産業組合概念	一
柔剣道	二
馬術	一
計	三三

第四章 入学、休学、退学

第八条本校ニ入学シ得ベキ者ハ、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニシテ本校ニ於テ詮衡シタル者ニ限ル

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規定ニ依リ指定セラレタル者

三、同規定ニ依ル試験検定合格者

第九条本校ニ入学セントスルモノハ所定ノ入学願書（第一号書式）、履歴書、成績証明書、身体検査書、戸

籍謄本、渡航承諾書（第二号書式）及最近撮影ノ半身脱帽手札形写真ニ入学考査料金五円ヲ添ヘ學校

長ニ差出スヘシ

第十条病氣其他ノ事由ニヨリ引続キ欠席セントスル時ハ休学願ヲ差出シ許可ヲ受クベシ

但シ休学三ヶ月以上ニ及ブ時ハ卒業ヲ許サズ

第十一条退学セント欲スル者ハ事由ヲ詳細記シ願出ノ上許可ヲ受クヘシ

第十二条左ノ各号ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二、学業成績不良ニシテ成業ノ見込ナキ者

三、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者

四、授業料ヲ納付セザル者

第五章 試験及卒業

第十三条 試験ハ各学科目ニ付毎学期ノ終ニ之ヲ行フ

第十四条 卒業ハ各学期ノ成績ヲ考查シテ之ヲ判定ス

第十五条 卒業者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第六章 入学金及授業料

第十六条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金五円ヲ納付スルコトヲ要ス

第十七条 授業料ハ年額八十四円トシテ二回ニ毎学期ノ始ニ納付スベシ

第十八条 一旦納付セル諸料金ハ一切之ヲ返還セズ

第七章 賞罰

第十九条 學術操行優良ナルモノハ之ヲ表彰ス

第二十条 學校長教育ニ必要ト認ムル場合ハ左ノ懲戒ヲ行フ

戒飾、謹慎、停学、放校

(第一号書式(入学証書)、第二号書式(渡航承諾書)略)

教員予定表

担任学科目	専任兼任別	毎週教授時数	学位称号	氏名
国民道徳	兼任	一		柴田徳次郎
ポルトガル語	専任	一八		辻小太郎
殖民史	専任	一		上塚司
植民政策	専任	一		上塚司
南米経済事情	専任	二		辻小太郎
南米地理歴史	専任	二		辻小太郎
農業大意	専任	一	農学士	辻小太郎
畜産大意	専任	一	同	三田弘
土木建築大意	兼任	一	工学士	藤井眞秀
測量大意	兼任	一	同	藤井眞秀
産業組合概念	専任	一	商学士	楠木政五郎
柔道	兼任	一	六段	工藤一三
剣道	兼任	一	範士	齋村五郎
馬術		一		選定中

④

學校長認可申請

國士館高等拓植學校ニ於テ上塚 司ヲ學校長ト相定メ度ニ付御認可相成度、此段申請候也

昭和五年四月五日

財団法人國士館理事

東京府知事 牛塚虎太郎殿

柴田徳次郎印

⑤

履 歴 書

原 籍 熊本県下益城郡杉上村字赤見千五百拾壹番地^{*1}

現住所 東京市小石川区大塚仲町四拾壹番地

族 籍 士族

戸主 秀勝 弟

上 塚 司

明治二十三年五月一日

一 明治四拾五年四月 神戸高等商業学校卒業

一 明治四拾五年五月 南満洲鉄道株式会社入社

一 同社在職中外務省、農商務省ノ囑託ヲ兼ネ、大正五年九月ヨリ大正九年一月ニ至ル迄

北満、朝鮮全支那及仏領印度ノ經濟調査ニ従フ

一大正九年五月 衆議院議員ニ当選

一大正拾壹年壹月 財団法人國士館理事評議員ニ推薦サレ就任ス

一大正拾貳年六月 衆議院ノ代表トシテ丁抹コペンハーゲンニ開カレタル万国議員會議ニ列席シ欧米諸国
ヲ巡遊ス

一大正拾參年六月 農商務大臣秘書官ニ任シ秘書課長ヲ命セラル

一大正拾四年四月 商工大臣秘書官ニ任セラル

一大正拾四年八月 商工大臣秘書官ヲ辞ス

一昭和貳年四月 大蔵大臣秘書官ニ任セラル

一昭和參年貳月 衆議院議員ニ当選ス

一昭和四年七月 大蔵大臣秘書官ヲ辞ス

右ノ通り相違無之候也

昭和五年參月拾四日

右 上 塚 司印

* 1 下益城郡杉上村字赤見 現熊本市南区城南町赤見。

⑥
〔杉上村發議番号〕
「發第六二一九号」

証 明 書

熊本県下益城郡杉上村大字赤見千五百拾壹番地

上 塚 司

明治二十三年五月一日生

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ニ非ス
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セザル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘザル者ニ非ス
- 三 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ経過セズ又ハ懲戒ヲ免除セラレタル者ニ非ズ
- 四 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ又ハ第七条ノ規定ニ依リ辞職ヲ命セラレ二箇年ヲ経過セザル者ニ非ス
- 五 品行不良ト認ムルモノニ非ズ

右証明ス

昭和五年三月二十五日

熊本県下益城郡杉上村長緒方冑藏印

⑦

財団法人國士館寄附行為

第一章 目的及事業

第一条 本財団法人ハ国士タル国家有為ノ人材ヲ養成スル教育並ニ其施設ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 本財団法人ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ事業ヲ行フ

一、國士館専門學校及國士館実務學校ヲ設立經營スルコト

二、國士館中學校ヲ設立經營スルコト

三、國士館商業學校ヲ設立經營スルコト

四、國士館高等拓植學校ヲ設立經營スルコト

五、講習会ノ開催其他本財団法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ

第二章 名称及事務所

第三条 本財団法人ハ財団法人國士館ト称ス

第四条 本財団法人ノ事務所ハ東京府荏原郡世田谷町字世田谷千六番地ニ置ク

第三章 資産及會計

第五條 本財団法人ノ資産ハ左ノ各号ヲ以テ組成ス

一、設立当初ニ於ケル柴田徳次郎、侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル不動産及基金（別紙目録ノ通）

二、學校及其他ノ収入金

三、寄附ヲ受ケタル金品

第六條 資産ハ之ヲ分ケテ基本財産及普通財産ノ二トス、基本財産ハ左記ノ基金ヲ以テ之ニ充ツ

一、國士館専門學校基金拾五万円

二、國士館中學校基金參万円

但シ大正十四年ヨリ向フ五ヶ年内ニ五万円ニ達セシム

三、國士館商業學校基金參万円

但シ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ積立ツルモノトス

四、其他ノ基金

普通財産ハ資産総額ヨリ基本財産ヲ控除セル残額^全部トス

第七條 基本財産ハ現金又ハ有価証券トシテ郵便官署又ハ確實ナル銀行或ハ信託会社ニ預入シ置クモノトス

普通財産ハ理事ニ於テ之ヲ適當ニ管理ス

第八條 本財団法人ノ經常費ハ左ノ収入ヲ以テ支弁ス

一、柴田德次郎ノ本財団法人設立後向フ十ヶ年間年額壹万円宛ノ寄附金

二、基本財産ヨリノ果実

三、學校及其他ノ諸收入

臨時費ハ総テ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第九条 本財団法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 役員及顧問

第十条 本財団法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事五名乃至七名

監事二名乃至三名

評議委員二十名乃至三十名

第十一条 理事ハ理事会ヲ組織シ其合議ヲ以テ本財団法人ノ事務ヲ執行ス

但シ理事ノ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第十二条 理事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其任期ヲ四年トス

第十三条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フモノトス

第十四条 監事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其任期ヲ三年トス

第十五条 評議委員ハ評議委員會ヲ組織シ理事及監事ノ選任及理事会ノ諮問ニ応スルモノトス

第十六条 評議委員ハ本財団法人ノ功勞者中ヨリ理事会ニ於テ推薦シ其任期ヲ五年トス

第十七条 役員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ補欠選挙又ハ推薦ヲナス、此場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ残任期間

トス

役員ノ任期滿了スト雖、後任者ノ就任スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八条 本財団法人ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ノ任期ハ終身トス

第十九条 顧問ハ理事会又ハ評議委員會ニ於テ必要ト認ムル重要事項ノ諮問ニ応スルモノトス

第二十条 顧問ハ本財団法人ニ特ニ功勞アル知名ノ士ヲ理事会ニ於テ之ヲ推挙ス

第五章 理事会及評議委員會

第二十一条 理事会ハ隨時之ヲ開ク

第二十二条 理事会ハ理事過半数出席スルニアラサレバ開会スルコトヲ得ス

第二十三条 評議委員ハ理事会ノ議ニ依リ之ヲ開ク

但シ毎年一回ハ必ず開会スルコトヲ要ス

第二十四条 評議委員會ハ十名以上出席スルニアラサレバ開会スルコトヲ得ス

第二十五条 理事会及評議委員会ノ議長ハ其ノ都度各会ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 理事会及評議委員会ノ決議ハ各其ノ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ各議長ノ決
スル所ニ従フ

第六章 補則

第二十七条 本寄附行為ニ規定ナキ事項ハ民法ノ規定ニ依ル

第二十八条 本寄附行為ハ理事会ノ議ヲ經、評議委員過半数ノ同意ニヨリ主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ変更ス
ルコトヲ得

大正八年十一月六日

財団法人國士館設立者

柴田徳次郎

小村欣一

⑧

寄附財産目録

一、東京府荏原郡世田谷町字世田谷壺千六番地 所在

本家

木造天然スレート葺平家（講堂） 壹棟

此建坪九拾坪七勺

此見積価格金貳万五千元

一、全所壹千参番地壹千番地 所在

附属第一号

木造瓦葺二階建（本部） 壹棟

此建坪四拾九坪

二階坪貳拾七坪五合

此見積価格金壹万円

一、全所壹千参番地壹千五番地ノ四 所在

附属第二号

木造瓦葺貳階建（寄宿舍） 壹棟

此建坪五拾七坪四合貳勺

二階坪貳拾五坪六合七勺

此見積価格金壹万千円

一、全所壹千五番地ノ参 所在

附属第三号

木造瓦葺平家（道場） 壹棟

此建坪七拾壹坪

此見積価格金八千円

一、全所壹千五番地ノ壹 所在

附属第四号

木造瓦葺平家（平家） 壹棟

此建坪八坪

此見積価格金六百円

一、全所壹千五番地ノ参 所在

屋形流付掘井戸 壹個

此見積価格金参百円

一、全所壹千五番地ノ四 所在

屋形流付堀井戸 壹個

此見積価格金參百円

見積価格合計金五万九千貳百円也

一、館宅 六棟

一、基金參万円也

以上

⑨

本財団現在役員氏

顧問 頭山 滿

理事 柴田徳次郎

同 侯爵 小村 欣一

同 上塚 司

同 山田 弟一(註)

同 花田 半助

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	評議員	同	同	監事
										侯爵				
頭山立助	山崎源二郎	濱地八郎	井上敬次郎	山田弟一 <small>(弟)</small>	上塚司	松野鶴平	飯田延太郎	末永一三	渡邊海旭	小村欣一	柴田徳次郎	山崎源二郎	頭山立助	森俊藏

⑩

財産目録

種別	金額	備考	動産之部	
			金額	備考
種別	金額	備考	金額	備考
基本金	三〇、〇〇〇	中學校基本金	〇〇	
預金	一〇、六三三		〇〇	
諸設備	四、〇五〇	電灯電話其他諸設備	〇〇	
自動車	一、九五〇	シボレー七人乗台	〇〇	
備品及什器	九、一三五		九三	
図書	三、五九二		六四	
預金	三〇〇、九一二	國士館専門學校基本金及建築資金	〇〇	
合計	三六〇、二七四		一一	

同 同 同
 花田 森 眞藤
 半助 俊藏 義丸

不動産之部

種別	金額	備考
土地、校地	二三一、八四五・六〇	毛利家ヨリ購入
同学校用墓地	二一九五〇	
建物、講堂	二七、〇二一	木造天然スレート葺建坪九拾坪七合
同、本部	一六、七三一	木造二階建瓦葺建坪階上式拾七坪階下四拾九坪五合
同、寄宿舎第壹号	一三、七〇九	右同、階上式拾五坪六七階下五拾式坪二三
同、剣道場	一一、一五〇	右同、平家建建坪八拾壹坪
同、寄宿舎第貳号	二五、六五〇	右同、二階建建坪延数百七拾壹坪
同、中學校々舎	四四、一四九	右同、坪数四百式坪五合
同、柔道場	八、四六三	木造人造スレート葺平家建建坪百拾参坪七五
同、雨天体操場	〇〇	
同、兵器庫	一、二〇〇	右同、トタン葺平家建建坪拾式坪
同、物置	九六〇	木造平家八坪
同、館宅七棟	二八、九八七	木造瓦葺総坪数百七拾七坪七五
井戸、四箇	二、一〇〇	
立木	三、一三一	
其他	二、八一二	石門二個便所等
合計	四一九、一三一	
総計	七七九、四〇四	

維持経営ノ方法

本校ハ國士館専門學校及同中學校々舎ノ一部ヲ使用シ、經常費ハ授業料其他ノ諸料金及寄附金ヲ以テ支弁ス
ルコトトシ、不足ノ場合ハ財団法人ニ於テ負担ス

經常費収支予算

受入金 九、二六〇・〇〇

支出金 九、二六〇・〇〇

収入内訳

授業料 四、二〇〇・〇〇 一人年額八拾四円五拾人分

入学考査料 二五〇・〇〇 一人五円五拾人分

入学金 二五〇・〇〇 一人五円五拾人分

寄附金 四、五六〇・〇〇 拓務省補助 三、〇〇〇円

上塚司寄附 一、五六〇円

合計 九、二六〇・〇〇

支出内訳

人件費

教員費 一五、三五〇・〇〇 教授二名平均年額一人千五百

講師四名平均年額一人 六百

⑪

事務給	九六〇・〇〇	一人月額八拾円
校医手当	五〇・〇〇	
使丁給	六〇〇・〇〇	一人月額五拾円也
諸経費		
図書費	五〇〇・〇〇	
印刷費	二〇〇・〇〇	
通信費	二〇〇・〇〇	
広告費	二〇〇・〇〇	
旅費	五〇〇・〇〇	
雑費	五〇〇・〇〇	
予備費	二〇〇・〇〇	
合計	九、二六〇・〇〇	

同
意
書
(写)

本財団法人ノ寄附行為ヲ國士館高等拓植學校ヲ設立スル為ニ、別紙ノ通り変更スルノ件ヲ評議員ニ諮リ、左ノ通り同意ヲ得タリ

昭和五年四月一日

財団法人 國士館

理事 柴田 徳次郎

⑫

同 意 書 (写)

別紙寄附行為改正案ニ同意ス

昭和五年四月一日

柴田徳次郎 (印)

侯爵 小村 欣一 〃

渡邊 海旭 〃

末永 一三 〃

松野 鶴平 〃

種別	室数	各室坪数	坪数合計
普通教室	大 二	四〇	八〇
同	小 九	二五	一九五
職員室	二	一〇	三五
事務室	一	二〇	二〇
図書室	一	二〇	二〇
同閲覧室	一	四八	四八
応接室	一	一九	一九
宿直室	一	一〇	一〇
大教室	一	六四	六四
講堂	一	八七	八七
計	二〇		五八七

（国士館専門學校建築工事設計平面図 略）
 教室其他各室配当表

上塚 司 〃
 山田 悌一 〃
 頭山 立助 〃
 眞藤 義丸 〃
 山崎源二郎 〃

二 昭和五年五月 國士館実務學校拓植科ヲ國士館高等拓植學校へ改称ノ件ニ付書簡

(渋沢史料館所蔵)

謹啓陽春の佳候益御清適奉慶賀候

陳者昨年十二月五日辱くも、東久邇宮殿下御台臨の光榮に浴し殊に学生並に維持委員に對し優渥なる御令旨を賜り候事は國士館設立の趣旨に鑑み寔に感激措く能はざる所に有之、爾來吾々理事者は勿論学生一同御令旨の御趣旨を体し精進努力罷在り以御蔭予て御高配を仰居候、専門學校新校舎も八分通り出来仕候、既に新学期より新校舎に於て授業を開始し一部を臨時寄宿舎に利用し、毎朝五時起床所定の学科、課業に励み居候、幸ひ本校創設の趣旨一年全国に徹底せる為か、未だ開校一年なるに本年は百名の生徒募集に對し二倍以上の応募者有之候様の次第にて、將來必ず予期の成果を挙げ御期待に辜負せざる確信を得候次第に御座候尚前年御承認を賜り候実務學校拓植科に就ては、其後幸にも上塚理事の努力に依りブラジルに移住地新設を見候を機会に、國士館高等拓植學校と改称致し内容にも刷新を加へ、去る四月十一日午後二時工業俱樂部に於ける維持委員会に於て改めて御承認を得、所定の手続を経て東京府並に文部省に申請致候処、同十二日認可の指令に接し、同時に校長に上塚理事新任の儀も認可有之候間、是亦御諒承被下度、不取敢別紙規則書其他參考書類相添へ御送附申上候に付、御高覧の上今後共何分宜敷御高配賜り度、以上御報告旁得貴意候

昭和五年五月十日

敬具

財団法人國士館理事

柴田徳次郎

洪澤栄一殿

三 昭和六年八月 國士館高拓便り（『アマゾニア産業研究所月報』第一号）

國士館高拓便り

◇國士館高等拓植學校はアマゾニア開發を目的として生まれ、世界に誇り得る組織を有する移植民教育機関である。本校の特色とする所は移住目的地の確定、及移住地の分校とも称すべき実業練習所と完全に連絡することであり、更に入学資格を中等諸學校卒業以上に限定せることも特色の一である。斯くて我が国の有する唯一無二の實際的な完備せる移植民教育機関と称し得る次第である。

◇昨年四月開校した許りではあるが、最初より志望者多く入学難の景況を示し、選ばれたる第一回生は去

る四月雄々しくアマゾン開発の熱意に燃へてパリンチンスに向つたのである。

本年度入学希望者は上塚校長の帰朝に刺戟されてか全く殺到の有様であつたが其の中より厳選に厳選を加へて漸く八十名を入学せしめた。齡三十を超した中老も居れば大学出身の学士二名の外専門学校出身者に至るまで種々雑多な経歴の青年が毎日歟に親しみ、肥桶を担ひつゝ、勉学してゐる。

◇本校は亦規律の厳格なる点に於て有名である。学生は全部寄宿舎に収容し、一切酒禁禁煙を励行し、頭髪を延すことを許さない。或る点に於ては軍隊よりも一層厳正である。

学生は午前五時に起床し武道の練習によりて身体を鍛へ、校内一切を掃除して八時より授業を受け午後放課後は農場に出て実習に従事するのである。それがために身体が非常に丈夫となり入学以来僅に二ヶ月にして平均一貫匁の体重増加を来し、学生自身不思議がる程健康体となりつゝある。

◇学校には一人の小使、一人の事務員が居ない、教授と学生とが一体となつて働くのである。本校には夏休暇がない。他の学校の学生達が二ヶ月も休暇してゐる時本校学生は炎天下に労働しつゝ、夏を過すのである。大アマゾン開発の先駆者は斯くして養成されつゝある。

◇高拓第一回卒業生渡伯に当り、久留米日本足袋株式会社社長石橋正二郎氏よりは運動靴並地下足袋各百数十足を、東京豊川順彌氏よりは写真機を、又アマゾン興業会社社長澤柳氏よりは蓄音機を夫々御寄贈に預り茲に謹で謝意を表す。

◇本号所載の「アマゾンア産業研究所の歌」^{*1}及次号に掲出すべき「門出の歌」の作曲は陸軍戸山学校軍樂長の厚意により同校軍樂隊員中より募集し、其の最も優秀なるものを選択せられたるものにして、本歌の性質上ブラジル其の他海外の各地に於て歌はるゝに相應はしきやう作曲せられたるものである。やがてアマゾンの原始林に於て実業練習生の唱ふ此の歌は万里の波濤を越へて眠れる祖国の民心を乱打する警鐘となり、國士館学園高拓生が謡ふ此の歌は、一万七千哩の彼方に奮闘精進しつゝある我が同胞の胸を波打たすであらう。

◇赤道直下に於ける先輩諸兄の努力は、常に後進高拓生を自戒し、激励し、鞭して居る。新天地建設の戦士たり新文明樹立の志士たる求めて都門を去るの時、独り本校の学生は、國士館に開かるゝ文武講習會に参加し又移植民講習會に勉励し其の余暇に於ては、農園の手入れ、下水工事の完成等、大地の上に立ち熱汗を奮つて暑熱と戦ひつゝある。勇ましき是等健男兒の上に栄光あれ。

* 1 アマゾンア産業研究所 アマゾンア産業研究所並同附属実業練習所は、昭和六年一〇月、上塚司を中心にブラジルのアマゾナス州に設けた入植地ヴィラ・アマゾンアに創設された。目的は「一は以てアマゾンア人文發展の基礎的機関たらしめ、他は以てアマゾンア開發の指導的人材養成の機関たらしめん事」(『アマゾンア産業研究所月報』創刊号)。それを達成するための事業は、アマゾン

ンにおける農林水産、地質、保健衛生、気象その他の調査研究、農産物の試作栽培、実業練習所の経営、各種調査報告並月報の発行などであった。背景には、日本政府のブラジルへの移民保護奨励策があった。なお、本項冒頭にあるように、「国士館高等拓植學校はアマゾン開発を目的として生まれ、世界に誇り得る組織を有する移植民教育機関である。本校の特色とする所は移○住○目○的○地○の○確○定○、及○移○住○地○の○分○校○と○も○称○す○べき○実○業○練○習○所○と○完○全○に○連○絡○せ○る○」機関であった。

四 昭和七年一月 国士館高等拓植學校学則及定員改正

（『アマゾンア産業研究所月報』第二年第一号）

国士館高等拓植學校学則及定員改正

今般本校学則及定員を改正し、来年度より実施することになりました。その主要点は左の通りであります。

一、入学資格 中学卒業程度を中学四年修了程度にしました。元来本校は学問とか理論の人よりも植民指導者たる實際的人物の養成を目的とするから入学資格は必ずしも中学卒業者を要せずと認め且海外發展

を熟望する青年を成るべく早く渡航せしむる趣旨で改正したのであります。

二、学生定員 定員五十名を二百名としました。将来ブラジル国における日本人植民地に入植すべき移植民数に応じてその指導者を養成せねばなりません。仍て定員を二百名に変更して毎年その範囲に於て学生の募集人員を定めます。本年度学生は百名募集しました。

三、実習作業 学科課程に実習作業一週二十四時間を追加しました。尤も実習作業は従来学則中に規定されておなかつたが毎日放課後約三時間宛の農業実習を行はしめておりました。元来実習作業は農学理論の応用であり、将来実際の植民指導者たるには毎日相当時間該実習作業体験は是非必要であります。

四、その他 実業練習所の規定にも幾分変更を加へましたが、其の詳細は御申込みにより改正学則を御送附申し上げます。

来年度試験期日

東京、神戸 三月二十八九両日

熊本 三月三十一日、四月一日

五 昭和七年九月 國士館專門學校教員無試驗檢定許可申請書 (國立公文書館所藏)

〔表紙〕

昭和七年九月十九日

申学一〇、六三五号

師範学校中学校高等女学校

教員無試驗檢定許可申請

國士館專門學校

昭和七年九月十五日

國士館專門學校設立者

財団法人國士館

理事 柴田徳次郎

文部大臣

鳩山一郎殿

師範学校中学校高等女学校教員無試験檢定許可申請

本校ハ現時教育界ノ風潮ニ鑑ミ剛健ナル身神ヲ有シ国家的自覺アル中等教員養成ノ緊要ナルヲ痛感シ、此ノ根底ノ下ニ将来武道ヲ主トシ国語漢文科中等教員タラントスルモノノ為メ、武道ヲ鍛鍊シ兼テ国語漢文ニ関シ高等ノ學術ヲ修メシムル目的ヲ以テ、特ニ昭和四年三月十二日創設セルモノニ有之、爾來創設当初ノ趣旨ニ則リ内容ノ充實整備校風ノ作興ニ深甚ナル注意ヲ払ヒ優良教師ノ招聘ト設備完成ニ銳意スルト共ニ、一面學生ノ入学ニ関シテハ極メテ嚴密ナル考査ヲ以テ先ヅ素質ノ優秀ナルモノヲ選抜シ、更ニ教職員亦不斷ノ努力精進ニ依テ其教授訓育ニ当リタル結果、現在學生ノ成績ハ品性学力並ニ体格共ニ概ネ所期ノ成果ヲ収メタルモノト信セラレ、從テ本校卒業後ハ中等教員トシテ充分其資格ヲ具備シ且又将来ニ於テモ倍々優良ナル卒業生ヲ出シ以テ本校創設ノ期待ニ副ヒ得ルコトト存セラレ候ニ就テハ、此際特別ノ御詮議ニ依リ、明八年三月以降ノ本科卒業生ニ対シ規定ニ依リ師範学校中学校、高等女学校教員無試験檢定御許可相成度、別紙必要書類相添へ此段申請仕候。

國士館専門學校沿革

大正六年十一月四日東京市麻布区筈町一八二大民団事務所内ニ夜学塾ヲ開キ毎日二時間乃至四時間政治、經濟、社会、宗教、哲学、武道、外国語等ノ科目ヲ教授ス、時勢ノ要求ハ日ヲ経ルニ從ヒ聴講者ノ数ヲ増シ教室ノ狹隘ヲ告クルニ至リ、且ツ社会的風潮ハ益危道ニ偏セントスルヨリ、同志奮起シ國士館ノ移設ヲ計画シ地ヲ市外世田谷町松蔭神社畔ニ相シ、大正八年二月工ヲ起シ九月講堂、道場、寄宿舎、本部等ノ工成リ、同時ニ財団法人ノ組織トナシ館規ヲ制定シ同年十一月英才教育ヲ旗幟トシ広く学生ヲ募集シ開齋ス、爾來此ノ趣旨ノ下ニ中學校、商業學校ヲ設立經營シ來リタルカ、別記申請書ニ記載セルカ如キ見地ニ基キ國士館専門學校ヲ創立シ昭和四年三月十二日認可、同日法学博士、水野鍊太郎ヲ校長ニ就任シ四月ヨリ開校以テ今日ニ至ル

要 項

- 一、名 称 國士館専門學校
- 二、位 置 東京府荏原郡世田谷町世田谷一、〇〇六番地
- 三、学 則 別紙ノ通り
- 四、無試験檢定ノ取扱ヲ受ケントスル学科及教員免許狀ヲ受クヘキ見込ノ学科目

本科 擊劍、國語、漢文

柔道、國語、漢文

五、生徒定員及現在生徒数（学科別、学年別及学級別）

科 別	現 在 生 徒 数				計
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	
擊劍ヲ主 トスルモノ	七〇	五五	四六	三三	二〇四
柔道ヲ主 トスルモノ	六一	四七	二九	二八	一六五
計	一三二	一〇二	七五	六一	三六九

六、当該学科ノ卒業者数（年度別）及卒業後ノ状況

本校ハ四ヶ年制度専門學校ニシテ昭和四年四月開校、明八年三月第一回卒業生ヲ得ルモノナルヲ以テ現在卒業生ナシ

七、學校長及当該学科担任教員ノ履歷書、担任学科目、担任時数及専任兼任ノ區別ヲ記シタル調書

イ 學校長及教員ノ履歷書

別冊ノ通り

ロ 担任学科及専任兼任ノ區別ヲ記シタル調書左ノ如シ

(昭和四・五・六年度担任学科及専任兼任ノ區別表 略)

昭和七年度担任学科及専任兼任別表

担任学科 任ノ別	専任兼 任ノ別	資 格	教員氏名
漢文専任	東京帝国大学文学部選科卒業	内田周平	内田周平
漢文専任	漢学塾ニテ修業	松本洪	松本洪
漢文専任	右 同	川田瑞穂	川田瑞穂
漢文専任	早稲田大学政治経済科卒業	眞藤義丸	眞藤義丸
国語専任	國學院大學国文学部卒業 文学士	筑紫豊	筑紫豊
国語専任	東京帝国大学文学部卒業 文学士	佐山 济	佐山 济
英語専任	東京帝国大学文学部哲学科 卒業 文学士	柴田玉宗	柴田玉宗
修身専任	早稲田大学政治経済科卒業 國士館長	柴田徳次郎	柴田徳次郎

英語兼任	修身兼任	衛生兼任	衛生兼任	衛生兼任	衛生兼任	衛生兼任	英語兼任
東京帝国大学文学部卒業 文学士 大正大学教授	カイザーウエルヘルム第二 大学卒業 ドクトル フキロソ フイー 芝中学校長	岡山県立師範学校卒業	東京帝国大学文学部卒業 文学士 文学博士 貴族院議員	慈恵会医学専門学校卒業 医学博士 内務省技師	東京帝国大学文学部卒業 文学士 二松學舎専門学校教授	東京帝国大学文学部卒業 文学士 文部省図書監修官	東京帝国大学文学部卒業 二松學舎専門学校教授
大島泰信	渡邊海旭	影山藤作	上田萬年	南崎雄七	橘純一	佐野保太郎	峰村三郎
							藤本萬治
教育学兼任 国民道德							東京帝国大学文学部卒業 文部省図書監修官

柔道専任	講道館九段	山下義韶
柔道専任	東京高等師範学校校体操専修科卒業 講道館六段	工藤一三
剣道専任	國士館高等部卒業 精錬証	小川忠太郎
剣道専任	陸軍戸山学校剣道体操科卒業 教士	岡野亦一
剣道専任	佐賀県鹿島中学校卒業 教士	小野十生
柔道兼任	講道館八段 慶應義塾大学教授	飯塚國三郎
柔道兼任	東京高等師範学校校体操専修科卒業 同校講師 六段	會田彦一
剣道兼任	京都武道専門学校卒業 範士	齋村五郎
剣道兼任	右 同 範士	大島治喜太

(八、学科課程及毎週授業時数表、九、校地、校舎及寄宿舎ノ図面、十、教科書及参考書ノ目録、十一、教授用器具、機械及標本ノ目録、十二、経費及維持ノ方法、十三、學校財産ノ総額 略)

教員養成ニ必要ナル施設

現下ノ帝国ハ最モ真摯ニシテ剛健ナル志想ヲ有スル健全ナル教員ヲ養成スル事ノ最モ急務ナルヲ思ヒ、文部省規定ノ履修学科ヲ授クルニ当リ、平素教育実習ニ関スル指導重点ヲ左記ノ如ク定メ其ノ徹底ヲ期ス

一、教育ノ真精神ト本館主義方針トヲ充分理解セシムルコト

二、教授法研究ノ素地ヲ養成セシメ常ニ先覺的態度ヲ涵養セシムルコト

右ノ重点ヲ達成スルタメ左ノ施設ヲナス

一、指導講話

(イ)教育講話及教員服務講話並ニ実習

毎学期ヲ通シ修身科並ニ倫理科ノ時間ヲ割キ、或ハ隨時教育ノ真精神ヲ説キ特ニ本校ノ精神タル殉国精神ノ内容タル誠意、勤勞、見識、気魄ノ真義及ビ教育者ト其ノ服務規律即チ教育者ハ如何ナル方針ノ下ニ生徒ヲ教育スヘキカ、教師ハ如何ナル基礎ノ上ニ立チテ生徒ヲ誘導啓発スヘキカ、又教育者ハ如何ナル義務ヲ有スルカヲ説話ス、館長及修身科倫理科担当教授之ニ当ル、而シテ之レヲ徹底セシムルタメ学生ノ通学ヲ許サズ全校生ヲ嚴格ナル寮規ノ下ニ寄宿舎ニ収容シ、自治ノ觀念ヲ養フト共ニ和協一致、礼節互讓ノ美德ヲ涵養セシムル大道場ヲラシメ、正規授業時間ノ外、毎朝五時起床一時間朝

ノ校内外大掃除（本校ハ小使、給仕ヲ一切雇傭シ居ラズ）尚一時間武道朝稽古ヲ課シ、放課後夕食前ニ於テモ同様一切ノ掃除、武道稽古、夜九時ヨリ翌朝五時迄寮生交代ニ校内外周囲ノ夜警、不寝番ヲ課シ以テ真ノ教育ノ体得ニ努メ、又最上級生ハ交互二十名ヲ生徒委員ニ任シ寮生徒ノ模範タラシメ、常ニ校風ノ発揚ヲ図リ在校生ノ訓育指導ヲ補佐セシメ以テ飽ク迄真摯ナル教育者ヲ養成スルニ努ム

(ロ) 社会常識涵養講話

毎学期少クモ五回本校関係各方面ノ有力知名ノ人格ノ士ヲ随時招聘、課外トシテ夫々斯道専門的講演
ニヨリ円満ナル社会常識ヲ涵養セシム

(ハ) 教授法講話ト教授要目ノ研究発表

教育科トシテ藤本教授担当各科教授法ヲ課シ夫々正鵠ナル指針ヲ示シ、三年四年両級生ハ毎月一回本校図書館ニ集合特ニ教授要目研究会ヲ開キ、指示セラレタル指針ニ基キ主トシテ国語、漢文ニ就キ各自研究事項ヲ発表検討セシム

生徒ノ研究ハ可及的本館図書館ヲ利用セシムル様極力図書ノ充実ヲ図ルト共ニ在庫、新着図書ハ勿論購入予約図書ハ出来得ルダケ迅速ニ揭示シ全生徒ニ知ラシメ日曜ヲモ開館シ以テ研究向学心ヲ喚起セシム

(ニ) 武道教授法ノ研究ト其ノ修練法

劍道、柔道、両部共毎日午後二時間斯道ノ研究の練習ヲ課ス

二、指導 授業

第四年第一学期ヨリ教授研究ノ實際的指導ヲナスニ当リ各当該科担当教員授業ヲナシ之レガ實際的指導ヲナス

三、教授 實習

中學校及各種講習会其他有志会ノ實習ヲナサシム

(イ) 中學校ニ於ケルモノ

劍道、柔道、國語、漢文ノ四科ニ亘リ、第四学年生ニ対シ國士館中學校、國士館商業學校ニ於テ實際ニ授業セシム

(ロ) 各種講習会、其他有志会ニ於ケルモノ

本校主催ニ依ル夏冬両武道講習会及各府県有志ヨリナル武道会ヨリナル武道会ヨリナル武道会ニ依リ本校ノ第一学年ヲ除ク各学年生ニ対シ實際ニ其ノ教生タラシム

右實習ノ際ハ当該学科教師出席シ之ガ指導ヲナス

四、武道修練ノ為メノ各地遍歴

毎夏冬両休暇ヲ利用、第一学年ヲ除キタル各学年生ヲ数班ニ分チ各班教員引卒ノ下ニ全国武徳会支部、

軍部、警察、青年団、其他有志道場ニ至リ二日乃至三日間ニ亘リ最モ猛烈ナル斯道ノ鍊磨ヲ行フ。開校以来本夏ニ至ル迄実施セル個所ハ南ハ九州一円北ハ栃木、福島、宮城、岩手ノ各県房総各地裏日本ハ長野、群馬等ニ達シ到ル処規律撰生ヲ重ジ技術体力ノ養成ニ努メ同時ニ斯道奨励ノ一助タラシム

五、学 校 参 観

学科担当教師引卒ノ上、附近小学校及市内外ノ各種中等学校ヲ選ビ其ノ施設経営ノ一般及ビ實際授業ヲ参観セシム

六、記 録 調 整

校内開催ノ総テノ修養講話ニ於ケル速記、生徒委員日誌、夜警日誌、寮日誌並ニ教育実習ニ於ケル経過所感、批評ノ要領、作業ノ状況反省事項等ヲ録シ提出セシム。

(学科課程及授業時間数 略)

国士館専門學校剣道科調査報告

昭和七年十二月十九日午前九時三十分ヨリ午後七時十五分ニ至ル間、剣道科生徒第四学年二十七名ニ対シ左ノ種目ニツキ調査ス

調査種目

一、口述試験

問題

イ、上段ノ構ト暗眼ノ構トヲ比較シテ各ノ特長ヲ述ベヨ、

ロ、剣道教授案トハ何ゾ、ナホ之レニ記載スベキ重要ナル事項ヲ挙ゲヨ、

二、筆記試験

問題（一時間）

学校ニ於ケル剣道教授ノ目的

三、基本練習教授法

四、術科

イ、形、（大日本帝国剣道形）

ロ、試合

ハ、審判法

以上ノ各種目ニツキテ試験調査セシニ概シテ成績良好ニシテ、中等学校剣道科教員検定試験合格者ニ比較シテ損色ナキモノト認ム。

術科ハ形、試合、審判法、等何レモ相当ナル実力アルモノト認ム。

教授法ニ於テハ、ナホ研究、練習ノ余地アルモノノ如シ、筆記試験ニヨル剣道理論ノ答案ハ、概シテ可ナルモ、ナホ研究ノ要アリ。

口述試験ハ各人ニ就イテ約四分間質問シ応答セシメタルモ成績概シテ可ナリ。

其ノ他道場内ニ於ケル生徒ノ真面目ナル態度ト礼儀作法ノ正シキトハ平常ノ訓練ヨロシキヲ証スルモノアリ

右調査報告ス

昭和七年十二月二十六日

調査事務嘱託

佐藤卯吉印

教員検定委員会御中

調査報告

依嘱ニ依り昭和七年十二月十九、二十日ノ両日國士館専門學校ニ出張シ其調査ヲ行ヘリ。

學校ノ位置ハ郊外世田ヶ谷松蔭神社ニ隣シ、四隣森林ニ囲マレ生理的ニ亦精神的ニ良好ナリ。

柔道場ハ長サ十六間幅七間ニシテ其設備概良好ナリ、教室ハ未ダ完成ニ到リ居ラザルモ授業ニハ差支ナキモノト認メラル。

十九日最初ニ筆答試験ヲ行フ

一、柔道精神ヲ解説シソノ日本精神トノ關係ヲ論ゼヨ

二、柔道教育ノ主眼点ヲ論ゼヨ

ノ二問題ニ対スル解答ヲ求メタリ。其答案ニヨリ察スルニ、其研究ハ完全ニアラザルモ大体ニ於テ適當ナリ。更ニ乱取ヲ行ハシメタルニ、其成績ハ頗良好ナリ、殊ニ中等學校ノ生徒ヲ指導スルニハ優良ナリト認メタリ、次ニ投ノ形ヲ試験シ翌二十日ニハ固ノ形、極ノ形、柔ノ形ヲ試験シ、形ニ於ケル動作ノ意義ヲ質問セリ。形ノ實際ハ相当ニ修練セラレタルヲ認メタルモ理論ノ研究ハ稍不十分ヲ感ジタリ。

要スルニ来年四月卒業スベキ生徒中受験シタルモノハ普通ニ検定試験ニ応ズルモ相当ノ成績ヲ以テ及第スル力ハ有スルモノト認メラル。

特ニ賞讃スベキハ館長ヲ中心トセル職員及生徒ノ精神的融和ニシテ上述ノ如キ効果ヲ挙ケタルハコノ融和ニ因スルモノニシテ欣ビテ報告スル所以也。

文部省東普四五六号

昭和八年三月三日

学務課長(印)

普通学務局長(花押)

大臣(花押)

次官(印)

専門学務局長(印)

教員検定委員会長(印)

教員検定常任委員(印)

第二部幹事(印)

公立私立学校卒業者ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中告示改正ノ件

村上邦夫(印)

告示案

文部省告示第九十八号

明治四十四年文部省告示第二百四十二号公立私立学校卒業者ニ対シ師範学校、中学校、高等女学校教員無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中日本女子高等学院ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

年月日

文部大臣

国士館専門學校	本科	剣道 柔道	年3月8日	昭和八年三月以後ノ卒業者ニ限ル
---------	----	----------	-------	-----------------

指令案

(東京府へ)

国士館専門學校設立者

財団法人国士館

昭和七年九月十五日申請本科卒業者ニ対シ剣道、柔道ニ付師範学校、中学校、高等女学校教員検定規程第七
条第二号ノ取扱ヲナスノ件許可ス

但シ昭和八年三月以後ノ卒業者ニ限ル

年月日

文部大臣

通牒案

年 月 日

局 長

東京府知事宛

國士館専門學校教員無試験檢定許可申請ニ関スル件

昭和七年九月十九日付、申学第一〇六三五号ヲ以テ文部大臣宛標記ノ件進達ノ処、本科卒業者ニ対スル国語、漢文ハ詮議相成ラサルコトニ省議決定シタルニ付、可然御伝達相成度

備 考

本件ハ

昭和八年一月二十三日教員檢定常任委員会ニ附議ノ結果、本科卒業者ニ対スル剣道、柔道ハ許可トナリ、国語、漢文ハ不許可トナリタルモノナリ、

国語成績報告（不良）ハ聖心女子学院高等専門學校ノ件ニ添附シアリ[㊦]

六 昭和九年一月 國士館高等拓植學校廢止認可書 (国立公文書館所蔵)

戊学第九三九八号

昭和九年十一月一日

東京府知事 香坂昌康 (印)

文部大臣 松田源治殿

私立学校廢止ノ件報告

國士館高等拓植學校廢止ノ件本日認可候

七 昭和一二年六月 國士館専門學校教員無試験檢定許可申請書 (国立公文書館所蔵)

公立私立学校卒業者ニ対シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル学校中告示改正ノ件

告示案

文部省告示第二五二号

明治四十四年文部省告示第二百四十二号公立私立学校卒業者ニ対シ師範学校中学校、高等女学校教員無試験
 検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中國士館専門學校ノ項ヲ左ノ通り改正ス

年六月二十二日

文部大臣

國士館専門學校		本科	
国語	剣道柔道	昭和八年三月十五日	昭和八年三月以後ノ卒業者ニ限ル
昭和十一年月日			昭和十一年三月以後ノ卒業者ニ限ル

指令案

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

昭和十年九月十七日申請昭和十一年三月以後ノ本科卒業者ニ対シ国語ニ就キ師範学校中学校高等女学校教員
 検定規程第七条第二号ノ取扱ヲ為スノ件許可ス

年 月 日

文部大臣

備考 本件ハ昭和十一年三月三十日ノ常任委員会ニ於テ可決セシモノナリ

〔(表紙)

〔(東京府經由印)
昭和十年九月二十八日

亥学第八九四四号

東京府經由

師範学校、中学校、高等女学校

申請書

国語科教員無試験検定許可

国士館専門學校

公発第一九四号

昭和十年九月十七日

國士館専門學校設立者

財団法人 國士館

理事 副 島 義

一^{*}
①

文部大臣 松田源治殿

師範學校、中學校、高等女學校

國語科教員無試験檢定許可

申請

本校ハ現時教育界ノ風潮ニ鑑ミ剛健ナル心身ヲ有シ国家的自覚アル中等教員養成ノ緊要ナルヲ痛感シ此ノ方針ノ下ニ武道ヲ鍛鍊シ兼テ國語、漢文科中等教員タラントスル者ノ為ニ特ニ昭和四年三月十二日創設セルモノニ有之、爾來創立ノ趣旨ニ則リ内容ノ整備、校風ノ作興ニ深甚ナル注意ヲ払ヒ優良教師ノ招聘ト共ニ學生ノ入学ニ関シテハ極メテ嚴密ナル考查ト優秀者ノ選抜ニ努メ教職員亦身ヲ以テ教授訓育ニ精進努力セル結果、昭和八年三月第一回以降ノ卒業生概ネ武道國語、漢文科教員トシテ教育界ノ認ムル所トナリ現在學生亦品性学力並ニ体格ニ於テ共ニ所期ノ成果ヲ収ムルヲ得、随ツテ本校卒業生ハ中等教員トシテ充分其資格ヲ具スルモノト存ゼラレ候ニ就テハ、此際特別ノ御詮議ヲ以テ明、昭和十一年三月以降ノ本科卒業生ニ對シ御規定ニ依ル師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定御許可相成度別紙必要書類相添へ此段及申請候也。

*1 副島義一 明治―昭和時代前期の法学者、政治家。慶応二年一月五日生まれ。肥前佐賀出身。帝国大学卒、ベルリン大学に留学。憲法学者として最も早く天皇機関説をとなえた。明治四〇年早稲田大学教授。大正九年衆議院議員に当選。昭和五年中華民國国民政府法律顧問となる。一〇年国士館専門學校理事。昭和二二年一月二七日死去。八二歳。著作に『日本帝国憲法論』などがある。

八 昭和一四年 國士館松下村塾景松塾紀要（法人記録史料）

國士館松下村塾

景松塾 紀要

東京世田ヶ谷 國士館専門學校

同 中學校

同 商業學校

吉田松陰先生の松下村塾から、久坂玄瑞、高杉晋作両士始め木戸贈従一位、伊藤・山縣両公爵、山田伯爵
其他多数英傑の輩出した事は誰も知るところであるが、我景松塾は、先生を景仰して已まぬ本校教職員学生

生徒が、國土館に理解ある大方諸賢の協力を得て、村塾を摸造し、之を校内國土神社境内に建設し、以て修養道場たらしめたのである。

塾舎建築に當つては其の竣成の上は、百年以上の星霜を経たる古き松下村塾に彷彿たらしむることを眼目とした。此の目的で、建築諸材料は、悉く萩地方に於いて先生に由緒のあるものを苦心蒐集し、同地松下村塾附近に於いて、一々村塾の寸法に合せ乍ら之を切り、之を削つて、一度現地で組立て、識者の批評を経たる後、東京に輸送したのである。

使用の木材と屋根瓦は、元毛利藩の代官屋敷で、後、郡役所庁舎に用ひ、郡制廃止後山口県の管理に属し居たる建物を、縁故払下を受けて之を解体して得た古材木古瓦より取つたものである。尨が偶然にも、此の代官屋敷の用材の約三分の一は、松陰先生の養母の生家なる森田豊吉氏所有の山林から伐採したもので、屋根瓦は、阿川と称する元毛利藩の御抱瓦職の焼いたもので、今でも各瓦の一端に角に阿の字の刻印を認むることが出来る。

土台下及塾舎周囲の土留の丸石は、松陰先生生家杉家の眼下を流る、水無川の月見河原から拾ひ集めたもので、其の数約四百個、壁下の木舞用及雨樋用の竹材も、壁の上塗用の土も、全部村塾に使用しあるものと同質のものを、萩から輸送して来たのである。殊に右の石は、村塾の夫れと大小恰好の等しきものを、一一村塾の石に並べて敷いた上、之に順序番号を付して輸送し来り、其の据付現況に近似することに努めたので

ある。松陰先生の門人が、先生に対する幕府の処置を憤慨の余り、村塾十畳の間の柱に切りつけたといふ刀痕も、亦詳細に摸してある畳の敷方、障子襖の引手の形状、附工合を摸したることも勿論である。村塾の二階は所謂踏天井である。先生の時々瞑想され、又休息された所と伝へられてゐるが、是れ亦原形の儘移築されてゐる。先生の使用された机も、似寄の木同一寸法で、萩で作つて塾に据ゑた。

景松塾標は萩の松陰神社司市川一郎氏の手を煩らはした。

建築経過大要

昭和十三年三月 建設計画発表、景松塾建築一切を引受け呉れたる萩市松本の厚東常吉氏は、同市に於いて建築諸材料の蒐集木取り木組に力を注ぐ。其の間尾高校長萩市に出張、諸般の打合を為す。

同年十一月十八日 萩市より大工左官等上京、同日建築諸材料東京に到着。

同年同月十九日 府社松陰神社々司奉仕、教職員学生生徒一同参列の下に地鎮祭執行、即日起工。

同年十二月七日 竣工、修祓式執行。

昭和十四年一月十四日午前國士館大講堂に於いて竣工報告式、同日午後九段軍人会館に於いて景松塾竣工記念吉田松陰先生を偲ぶ会を開催。

(尾高武治識^{*1})

*1 尾高武治 東京控訴院部長、弁護士、早稲田大学講師。早稲田大学では仏法、仏語、文化特修、政治及び経済特修などの科目の教鞭をとる。大正期～昭和初期にかけて著書多数（『民事商事に関するあらゆる種類の訴と其の裁判』ほか）。昭和十一年一月財団法人国士館理事代行となり、昭和十二年二月国士館専門學校長事務取扱及び国士館中學校事務取扱に就任。

九 昭和十四年三月 国士館専門學校興亜科新設ニ付学則變更認可申請書（国立公文書館所蔵）

私立専門學校学則中變更認可ノ件

指 令 案

国士館専門學校設立者

財団法人国士館

昭和十四年三月十日附申請学則中變更ノ件認可ス

年 月 日 文 部 大 臣

備考

本件ハ本校ニ興亜科^{*}ヲ新設セントスルニ依ル学則變更認可申請ナリ

一、興亜科設置要項

1 設置理由 (別紙)

2 修業年限 三ヶ年

3 生徒定員 三六〇名(各学年一二〇名)

4 学科課程 (別紙)

5 教員 初年度 専任八 兼任七

二年度 〃 一一〃 一三

三年度 〃 一七〃 一九

6 教室 六教室

7 維持経営ノ方法 授業料収入等ヲ以テ支弁ス

8 授業開始年月日 昭和十四年四月

二、学則改正箇所

1 第二条「本校ニ本科及研究科ヲ置ク」トアルヲ

「本校ニ武道国漢科、興亜科、研究科ヲ置ク」ト改ム

2 第三条 「本校ノ修業年限ハ本科四年研究科一年乃至二年トス」トアルヲ

「本校ノ修業年限ハ武道国漢科四年、興亜科三年、研究科一年乃至二年トス」ト改ム

3 第四条 「本校ノ生徒定員ハ本科四百名トス」トアルヲ

「本校ノ生徒定員ハ武道国漢科四百名、興亜科三百六十名トス」ト改ム

4 第五条 武道国漢科学科課程ノ次ニ興亜科学科課程ヲ加フ

5 第二十八条 「授業料ハ本科生ハ一ケ年金百円トス、但シ分納スルコトヲ得」トアルヲ

「本科生ハ」ヲ削除ス

〔表紙〕

〔東京府經由印〕
昭和十四年三月十五日

卯学第二〇九八号 東京府經由

学則変更申請書

昭和十四年三月二十^十木日

國士館専門學校設立者

財団法人國士館

代行事尾高武治^印

文部大臣荒木貞夫殿

学則變更認可申請

今般本校学則ヲ別紙ノ通り變更致度ニ付御認可相成度此段及申請候也

第二条 「本校ニ本科及ビ研究科ヲ置ク」ヲ左ノ如ク更ム

本校ニ武道国漢科・興亜科・研究科ヲ置ク

第三条 「本校ノ修業年限ハ本科四年、研究科一年乃至二年トス」ヲ左ノ如ク更ム

本校ノ修業年限ハ武道国漢科四年、興亜科三年、研究科ハ一年乃至二年トス

第四条 「本校ノ生徒定員ハ本科四百名トス」ヲ左ノ如ク更ム

本校ノ生徒定員ハ武道国漢科四百名、興亜科三百六十名トス

第五条 学科目及び其ノ程度左ノ如シ

武道国漢科（異状ナシ……別紙要覧参照）

興亜科左ノ如シ（次頁参照）

第二十八条 「授業料ハ本科生ハ一ヶ年百円トス、但毎月分納スルコトヲ得」ヲ左ノ如ク更ム

授業料ハ一ヶ年百円トス、但毎月分納スルコトヲ得

科目	学年		
	第一学年一週時間	第二学年一週時間	第三学年一週時間
日本国家学	一	一	一
修身	一	一	一
支那語及支那時文	一一	一一	一一
憲法	二		
民法		二	
商法		二	
国際法			二
滿支法制			二
東亞經濟地理	二		
東亞經濟事情		二	

英語	蒙古語	選択課目	計	武道	教練	植民政策	商業数学及珠算	会計学	簿記	商品学	貨幣銀行金融	財政学	経済学	貿易実務	商工経営	商業通論	産業組合論(合作社)	滿蒙支民情及宗教	東亞建設原理	東亞農業經濟論	東亞協同經濟論	東洋思想史	東洋政治学
			三九	六	二		二		(商業簿記) 三				二			二		一	一				二
			三八	六	二				銀行簿記 工業の 原価計算 三	一	二							一	一				二
			四三	六	二	二						二		二	二		二		一	二			二

変更理由

今般左記理由ニ依リ興亜科新設ニ供ヒ学則ヲ変更スルモノナリ

一、國士館専門學校入学志願者ハ殆ンド中等學校ニ於ケル劍柔道選手ニ限定サレタル実状ニシテ、假令國士館ノ教育ヲ渴仰シ入学ヲ切望スル優秀人材アルモ武技優秀ナラザルガ為ニ入学シ能ハザル狀況ナリ。故ニ國家ノ現状ト國士館建学ノ本旨ニ鑑ミ広ク人材ヲ募リ其ノ他校ニ類例ヲ見ザル文武両道兼備ノ國士館教育ニ依リ徹底的ニ鍛鍊シ國家有用ノ人材ヲ輩出セシメント欣求スルニアリ。

一、有為人材ノ輩出ハ國家興隆ノ原動力ナリ。有材ノ輩出ハ教育ニ俟ツモノ最モ大ナリ。實ニ教育ノ興廢ハ則チ國家ノ盛衰ニ懸ル重大問題ナリ。殊ニ皇國ノ現状ハ未曾有ノ躍進的非常時局ニ直面セリ。興亜ノ大業即チ今次聖戰ノ目的貫徹ハ永年ニ亘ル堅忍不拔ノ拳國的戮力協心ト鍛鍊セラレタル優秀人材ノ現地ニ於ケル奮闘ニ依ラザルベカラズ。所謂新東亞建設ノ成否消長ハ一ニ東亞建設ノ聖業ニ従事セル日本人殊ニ日本青年ノ人物如何ニ存スルモノト思考ス。知育偏重シ德育体育之ニ添ハザレバ如何ニ有材タリト謂フモ跋行的ニシテ奉公ノ全キヲ期スル能ハズ。即チ如何ニ識見アリトスルモ其ノ理想ヲ實踐シ得ル大氣魄体力ナクバ東亞ノ大業ヲ率先躬行スルヲ得ズ。故ニ興亜科ヲ新設シ広ク人材ヲ募リ之ニ國士館的猛訓練ヲ施シ修養鍛鍊セシメ且学識ニ依リ東亞建設ノ真髓ヲ把握確認セシメ以テ滿蒙支ニ於ケル行政、商業、經濟並ニ社会教化ニ関スル公私ノ事業ニ従事スベキ人材即チ真ニ東亞康寧ノ礎石タリ得ル國士的人物ヲ輩出セシメント

スルモノナリ。

國士館専門學校興亜科収支予算書

		(昭和十四年度)	(昭和十五年度)	(昭和十六年度)
収入ノ部				
一、授業料		一、二、〇〇〇 (学生数一二〇人)	二、四、〇〇〇 (学生数二四〇人)	三、六、〇〇〇 (学生数三六〇人)
二、入学検定料		六〇〇 (全右)	六〇〇 (学生数一二〇人)	六〇〇 (学生数一二〇人)
三、入学金		六〇〇 (全右)	六〇〇 (全右)	六〇〇 (全右)
四、教練費		八四〇 (全右)	一、六八〇 (学生数二四〇人)	二、五二〇 (学生数三六〇人)
五、寄附金		三、〇〇〇		
計		一七、〇四〇	二六、八八〇	三九、七二〇
支出ノ部				
一、給料				
専任教員給		九、六一五	一四、〇二五	二〇、七六〇
兼任教員給		四、八〇〇	六、九六〇	一〇、四四〇
主事、学生監給		一、九三五	三、八二五	六、二四〇
事務員給		二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇
二、諸費				
旅費		八四〇	一、二〇〇	二、〇四〇
雑給		九四〇	一、九八〇	三、四八〇
手当		二〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇
		二四〇	四八〇	四八〇
		五〇〇	五〇〇	五〇〇

三、備用品費	圖書費	一、八〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇
	備用品費	五〇〇	六〇〇	七〇〇
四、消耗品費		一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
	消耗品費	一、〇九五	一、二九五	一、四六〇
	印刷費	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	通信運搬費	四〇〇	四〇〇	五〇〇
	電灯電話費	三〇〇	四〇〇	五〇〇
五、学生諸費		九五	一九五	一六〇
	教練費	一、五九〇	二、三八〇	三、五二〇
	研究奨励費	八四〇	一、六八〇	二、五二〇
六、修繕費		七五〇	七〇〇	一、〇〇〇
七、広告費		五〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇
八、雑費		一、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
九、寄宿舎新築積立金		五〇〇	五〇〇	五〇〇
計		一七、〇四〇	二六、八八〇	三九、七二〇

〔附記〕興亜科会計ハ特別会計トス

教員組織

初年度ニ於テ

専任教員八名

兼任教員七名

二年度ニ於テ

専任教員一名 兼任教員一名

三年度ニ於テ

専任教員一七名 兼任教員一九名

計 専任教員 一七名

兼任教員 一九名

三六名

教室配置（別紙図面参照）

附記 現在武道（国漢）科第一学年生ヲ收容セル寄宿舎ハ教室六室ヲ使用セルモ目下建築準備中ノ寄宿舎完

成セバ直チニ移転スベキヲ以テ来年度ヨリハ七教室ヲ使用スル事ヲ得。

尚興亜科使用寄宿舎モ新寄宿舎設立ニ供ヒ收容力増大スルヲ以テ適當ニ配置收容スル事ヲ得ル予定ナ
リ

新学年度ヨリ国士館専門學校ニ興亜科ヲ新設セントスルニ当リ之ニ供フ前記学則變更ニ関シ理事職務代行者
連名ヲ以テ之ヲ承認ス

昭和十四年三月十日

財団法人國士館

理事職務代行者	末永 一三 ^{*2} Ⓔ
同	尾高 武治 Ⓔ
同	細川潤一郎 Ⓔ
同	立花 定 Ⓔ

〔國士館専門學校要覽〕略

*1 興亜科 國士館では、昭和一四年、専門學校に興亜科（修業年限三年、定員一二〇人）を新設し、武道国漢科（剣道・柔道・弓道、定員計一三〇人）・興亜科・研究科に改組した。興亜科は、専門學校卒業生である大澤衛・藤原繁・中原稔などが中心となり新設された。昭和一六年四月には、陸軍中将菊池武夫を擁立して創設された興亜専門學校（現亜細亜大学）へ全学生が移籍し、興亜科は廃止となった。興亜科の新設は、戦時色が強まり、「東亜建設」の人材養成といった時代の要請によるところが大きく、この時期多くの学校で興亜科が新設されている。

*2 末永一三 福岡県出身。北日本汽船初代社長、大阪商船副社長、大民監事。大正一一年一月財団法人國士館理事及び評議員に就任。昭和一一年一月からは理事職務代行となり、昭和一六年三月

まで務める。

一〇 昭和一六年四月 国士館専門學校興亜科廃止ニ付学則変更認可申請書（国立公文書館所蔵）

東專二七一号 裁決定四月二十四日

昭和十六年四月十八日起案

学則中変更認可ノ件

案

国士館専門學校設立者

財団法人 国士館

昭和十六年四月二日附申請学則中変更ノ件認可ス

年月日

文部大臣

（備考）

國士館専門學校ノ興亜科ヲ廢シ、ソノ生徒ヲ新設ノ興亜専門學校ニ転入学セシムル為、学則中一部変更セントスルモノナリ。

(興亜専門學校ハ四月八日設置認可アリタリ)

学則変更ノ件認可申請

(東京府経出印)
昭和16年4月12日

已学第一五七六号東京府經由

國士館専門學校学則中一部別紙ノ通り変更致度ニ付御認可相成度此段及申請候也

昭和十六年四月二日

財団法人國士館

理事職務代行 尾 高 武 治印

文部大臣 橋 田 邦 彦 殿

(一) 理 由 書

今般財団法人國士館理事会ノ決議ニ依リ國士館専門學校興亜科ヲ解消シ、右在学生ハ新設興亜専門學校へ転入学致サセ度候ニ就テハ國士館専門學校学則一部変更致度候

(二) 学則変更ノ条項

第二条中 「興亜科」ヲ削除

第三条中 「興亜科三年」ヲ削除

第四条中 「興亜科三百六十名」ヲ削除

第五条中 左ノ項ヲ削除ス

興亜科		科目	第一学年一週時間	第二学年一週時間	第三学年一週時間
		日本国家学	一	一	一
		修身	一	一	一
		支那語及支那時文	一一	一一	一一
		憲法	二		
		民法	二		
		商法		二	
		國際法			二
		滿支經濟地理	二		二
		滿支經濟事情		二	
		東洋政治学			二
		東洋思想史	二		
		東亞協同經濟論			
		東亞農業經濟論		二	
		東亞建設原理	一	一	一
		滿蒙支民情及宗教	一		一

〔國士館専門學校要覽〕略

一一 昭和一七年三月 國士館専門學校學則中變更認可書原本（国立公文書館所蔵）

東專九二号 裁決定三月二十六日

昭和十七年三月十九日起案

學則中變更認可ノ件

指令案

國士館専門學校設立者

財団法人國士館

昭和十七年一月七日附申請學則中變更ノ件認可ス

年三月二十六日

文部大臣

(備考)

従来総定員ヲ以テ定メタル生徒定員ヲ一学年ニ入学セシムベキ定員ニ改メ且ツ昭和十七年四月ヨリ武道

地歴科ヲ新設セントスルモノナリ

新定員左ノ通り

武道国漢科 一〇〇名 (従前ノ一学年昼定員ニ同ジ)

武道地歴科 一〇〇名

武道地歴科新設ノ理由

武道ト共ニ地理歴史ヲ課シ我国体観念日本精神ニ徹底シ同時ニ世界大勢ニ精通シ牢呼タル精神ト剛健ナル体軀ヲ有シ東亜共栄圏確立ノ為働キ得ル人材ヲ養成セントス

教室ソノ他設備ニ不足ナシ、図書、掛図、標本等充実ノ予定ナリ、教員予定表別紙ノ通り。

國士館専門學校學則變更認可申請

昭和17年2月10日

午学第四四五号 東京府經由

今般本校学則ヲ別紙ノ通り変更シ昭和十七年四月ヨリ実施致度ニ付御認可相成度此段及申請候也

昭和十七年一月七日

國士館専門學校設立者

財団法人國士館理事

柴 田 德 次 郎 印

文部大臣 橋 田 邦 彦 殿

変 更 理 由

本校ハ従来武道（劍道、柔道、弓道）兼修国語漢文科ヲ教授シ創立以来既ニ六百八十五名ノ卒業生ヲ出シ夫々斯道ノ中等教員トシテ中等学校ニ就任シ相当ノ成績ヲ挙げ教育界ニ定評アル次第ナルカ教育界ノ要望ト入学者ノ志望特ニ大東亜戦争勃発スルヤ帝国ノ地位ニ大变革ヲ来タシ旧態ヲ維持スル能ハス一大飛躍ヲ要スルニ至リ東亜共栄圈確立ノ為メ第一線ニ立チテ此事業ニ膺ルヘキ有為ナル青年ヲ養生スルハ現下最モ喫緊ナリ、然シテ之ニ当ルニハ幾多ノ困難ヲ伴ヒ不便不自由ヲ忍ヒ寒暑困苦ニ耐ヘ如何ナル誘惑ニモ動セサル牢呼タル精神ト剛健ナル体軀ヲ有シ且実務ニ長ケ实用ニ適シ然モ還境内外人ト相和シ能ク共存共栄ノ実ヲ挙げケルヘキ円満確實ニシテ然モ一見識ヲ有シ専心努力スルモノタラサルヘカラス、茲ニ於テ本校ハ武道ニ於テ心身ヲ鍛

鍊シ加フルニ地歴科ヲ設ケ我国体觀念日本精神ヲ徹底シ、我国情ヲ明徴知悉セシムルト同時ニ世界大勢ニ精通シ認識ヲ深ムル事ノ最モ専要事ト思惟シ茲ニ本認可ヲ申請セントスル所以ナリ

國士館専門學校學則規定

第二条ヲ左ノ如ク改ム

本校ニ武道国漢科、武道地歴科及研究科ヲ置ク

第三条ヲ左ノ如ク改ム

本校ノ修業年限ハ武道国漢科、武道地歴科各四年、研究科一年乃至二年トス

第四条ヲ左ノ如ク改ム

本校一学年ニ入学セシムヘキ定員ヲ左ノ通り定ム

武道国漢科 一〇〇名

武道地歴科 一〇〇名

第五条ヲ左ノ如ク改ム

第五條 学科及び其程度左ノ如シ
 武道国漢科

					経法 制 濟及	衛生 生 理	歴 史	漢 文	国 語	心 論 理 学	教 育	修 身	武 道 史	武 道			第一学年	毎週授 業時数
						一	一	講 読、 作 文	講 読、 作 文	論 理 学 大 要	実 践 倫 理	武 道 全 般 ノ 變 遷 發 達	実 理 修 形 論			二 二 二		
	四	二	(二)	(二)				東 洋 史	同 上	心 理 学 大 要	教 育 史	倫 理 学	同 上			二 二 二		第二学年
	四	二	(三)	(三)		一	一	西 洋 史	講 読、 作 文 漢 文 学 史	講 読、 作 文、 国 語 学 史		東 洋 倫 理	同 上			二 二 二		第三学年
	四	二	(二)	(二)	二	一	一	九	八			一	一			二 二 二		第四学年
	四	二	(二)	(二)	一			一	一		教 育 学 教 授 法	国 民 道 徳	同 上			二 二 二		毎週授 業時数
	四	二	(二)	(二)				一	一		一	一				二 二 二		毎週授 業時数

武道ハ之ヲ剣道、柔道及弓道ノ三種トシ、三種ノ内一種ヲ必修科目トス、外国語ハ英語、支那語ノ中一種ヲ必修科
 申トシテ選択スルモノトス

武道ハ之ヲ剣道、柔道及弓道の三種トシ、三種ノ内一種ヲ必修科目トス 附則 本改正学則ハ昭和一七年四月一日ヨリ施行スルモノトス	合計				生理衛生	歴史	地理	論理心理	教育	修身	武道	学科学目年	武道地歴科
					生理	古史 西文 東洋 日本 史学 史学 史学	地質 地形 東洋 地理 地理 地理	論理 地理 地理 地理 地理 地理	論理 地理 地理 地理 地理 地理	実践 倫理 倫理 倫理 倫理 倫理	形論 武道 理論 実習 理論 実習	第一学年	
	四四	二	二	一	同	一〇	一〇	二	一	一四	時数	每週	
				同上	史料 講習上	世界 地理 氣象 学上	心理 教育 学	倫理 学	同上	第二学年			
	四四	二	三	一	同	一〇	一〇	一	一	一四	時数	每週	
				衛生 学	同上	地理 教授 法上	東洋 倫理 学	同上	第三学年				
	四四	二	二	二	一	一〇	一〇	一	一四	時数	每週		
				経 済	史料 講習上	地理 教授 法上	教育 学 教授 法	国民 道 徳	同上	第四学年			
四四	二	二	一	一〇	一〇	一	一	一四	時数	每週			

決 議 書

國士館本部ニ於テ理事会ヲ開催シ國士館専門學校学則中一部変更シ昭和十七年四月ヨリ之ヲ実施スルノ件決議セリ

記

- 一、現行学則中ニ武道兼修歴史地理科ヲ新ニ設ケ關係条文ヲ変更スルコト
- 一、経営上經費ニ不足ヲ生ジタルトキ及臨時費ヲ本財団ニテ之ヲ負担スルコト
- 一、前記ノ趣旨ニ依リ学則変更ヲ主務官庁ニ申請スルコト

昭和十六年十二月二十六日

財団法人國士館

理 事

柴田徳次郎 (印)

岩倉 正雄 (印)

花田 半助 (印)

小坂 順造 (印)

松野 鶴平 (印)

松田 道一 (印)

変 更 要 旨

一、新ニ武道地歴科ヲ加フ

一、従来本校総定員ノ規定ヲ一学年ニ入学セシムヘキ定員ニ改メ且ツ武道地歴科一〇〇名ヲ増ス

(各学年武道地歴科一〇〇名、武道国漢科一〇〇名、計二〇〇名)

一、臨時費中特ニ図書費ハ毎年經常費中ニ相当額ヲ計上ス

一、収支予算ハ増加分ニ付計上ス

共通科目担任者ニハ相当給料ヲ増加ス

一、教授科目ニ依リ学級ヲ編成ス

一、教室其ノ他ノ設備ニ不足ナシ

(以下、略)

一一 昭和一七年三月 國士館高等拓殖學校設立認可書 (國立公文書館所藏)

午学第五四五号

昭和十七年三月二十三日

東京府知事 松村光磨 (公印)

文部大臣 橋田邦彦 殿

私立學校設立ニ関スル件

管内東京市世田谷区世田谷一ノ一〇〇六財団法人國士館代表理事柴田徳次郎ヨリ國士館高等拓殖學校^(種)設立ノ件、本日認可候条左記事項ヲ具シ及開申候

記

一、名 称 國士館高等拓殖學校^(種)

二、目 的 滿蒙支及南洋ニ發展セントスル國士の人材ヲ養成スルヲ目的トス

三、認可年月日 昭和十七年三月十日

四、開設年月日 昭和十七年四月一日

五、位 置 東京市世田ヶ谷区世田ヶ谷一ノ一〇〇六

六、設 立 者 財団法人 国 士 館

七、生 徒 定 員 二〇〇名

八、学 則 別紙ノ通り

國士館高等拓殖學校學則

第一章 総 則

第一条 本學校ハ滿蒙支、南洋ニ發展セントスル国士的人材ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ滿蒙支科、南洋科ノ二科ヲ置ク

第三条 本校ノ修業年限ヲ一年トス

第四条 本校ノ定員ヲ二百名トス

第二章 学期及休業日

第五条 本校ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終リ左ノ三学期ニ之ヲ分ツ

第一期 自四月一日至八月三十一日

第二期 自九月一日至十二月卅一日

第三学期 自翌一月一日至三月三十一日

第六条 本校ノ休業日左ノ如シ

一、日曜日、祝祭日

一、國士館記念日

一、夏季休業 自八月十一日至八月三十一日

一、冬季休業 自十二月二十五日至翌年一月七日

一、春季休業 自三月二十一日至三月三十一日

第三章 学科目及授業時数

第七条 本校ノ学科目及毎週教授時数左ノ如シ

滿蒙支科

(附別者註)
(南洋科脱力)

学科目 毎週教授時数 学科目 毎週教授時数

実践倫理 二 実践倫理 二

国 法 国 法

支 那 語 馬來語及英語

移植民政策 移植民政策

滿洲及中国国家機構

南方諸国国家機構

滿蒙及地方自治制度

南方産業事情

日滿支統制經濟

各地重要資源

商業資源

南洋地理及海運

商業及簿記学

南方民族史

武 道

商業及簿記学

武 道

其ノ他課外講義、見学ヲ為サシムルコトアルベシ

第四章 入学休学及退学

第八条 本校エ入学シ得ベキ者ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ニシテ詮衡ノ上許可セラレタル者トス

一、中等学校以上ノ卒業者

一、年齢十六歳以上ノ者ニシテ担当ノ学力アル者

第九条 入学志願者ハ所定ノ入学願書、履歷書、学業成績証明書、身体検査書（戸籍謄本）手札形写真ヲ添

へ提出スヘシ

第十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ所定ノ誓約書ニ戸籍謄本ヲ差出スヘシ

第十一条 休学セントスル者ハ所定ノ願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第十二条 退学セントスル者ハ所定ノ願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第十三条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者

一、学業成績不良ニシテ成業ノ見込ナキ者

一、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者

一、授業料ヲ納付セサル者

第五章 成績考査及卒業

第十四条 成績考査ハ学業ニ付各学期末ニ之ヲ行フ考査標準ハ別ニ之ヲ定ム

第十五条 卒業ハ学業成績及操行ヲ考査シテ之ヲ認定ス

第十六条 卒業者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第六章 学 費

第十七条 学費左ノ如シ

一、入学考査料 三円

一、入 学 金 五円

一、授業料年額 九十六円（月八円分納ヲ許ス）

第十八条 授業料毎月五日迄ニ納付スヘシ

第十九条 一旦納付シタル学費ハ事由ノ如何ニ拘ハラズ還付セサルモノトス

第七章 賞 罰

第二十条 學術優秀品行芳正ナル者ハ特ニ之ヲ表彰ス

第二十一条 教育上必要ト認ムルトキハ左ノ懲戒処分ヲ為ス

戒飾、謹慎、停学、退学

一三 昭和一八年三月一八日 國士館高等拓殖學校新設ニ付德富蘇峰宛柴田德次郎書簡

（財団法人德富蘇峰記念塩崎財団所蔵）

德富老先生

侍史

謹啓

御大事之御静養之処誠に恐縮至極に奉存候へ共専門學校に開拓科新設候付、佐藤陸軍・岡海軍両軍務局長に^{*1}最も有力に懇談之為め折入つて御高教賜はり度く花田理事御引見仰上げ度く奉懇願候 敬具

三月十八日

柴田徳次郎

徳富老先生

侍史

*1 佐藤陸軍・岡海軍両軍務局長 佐藤軍務局長は佐藤賢了、岡軍務局長は岡敬純。佐藤賢了は陸

軍大学卒業後、アメリカ駐在を経て、主に軍政畑を進み、昭和一七年に陸軍省軍務局長に就任。岡

敬純は海軍大学卒業後、軍令部勤務、昭和一五年に海軍省軍務局長となる。

一四 昭和一九年六月 國土館専門學校学則中変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

学專九八号 裁決定六月一日

昭和十九年五月二十七日起案

私立専門学校学則変更ノ件

指 令 案

國士館専門學校設立者

財団法人 國 士 館

昭和十九年二月三日附申請学則中変更ノ件認可ス

年 月 日

文 部 大 臣

(備考) 教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク

尚授業料等ノ増額ハ教員ノ優遇、教育施設ノ改善充実ヲ図ランガ為

変更条文

第一条ノ目的ハ全面的ニ改正ス

第二条中武道国漢科武道地歴科ヲ剣道科・柔道科・弓道科トナシ各科ノ専攻ヲ国語、地理・歴史ト

ナス

第三条 各科四年ヲ三年トナス

第四条 各科百名ノ入学定員ヲ剣道科百名、柔道科八五名、弓道科一五名

第五条ノ学科課程ヲ別紙ノ如ク改正ス

尚授業料入学金、入学検査料ヲ改正ス

旧 新

授業料	一三〇円	一五〇円	二〇銭
入学金	五円	一〇円	五ク
入学検査料	五円	一〇円	五ク

以上ハ昭和十九年四月ノ入学者ヨリ適用

学則變更認可申請

今般國士館専門學校学則ノ一部ヲ變更シ昭和十九年四月ノ入学者ヨリ実施致度ニ付御認可相成度此段及申請候也

昭和十九年二月三日

文部大臣子爵岡部長景殿

國土館専門學校設立者 柴田徳次郎印
財団法人國土館理事

変更理由

時局下教育ノ事益々重大ヲ極メ大東亜建設ノタメ百年ノ計ヲ立テザルベカラズ、而シテ其ノ職ニ当ル者ノ責モ亦重且大ヲ加フ此ノ時ニ当リ其ノ任ヲ全フシ益々教育報國ノ実ヲ挙ケシムルニハ殉國ノ精神ヲ涵養シ以テ専心教育ニ尽瘁セシムルコトノ重要ナルコトハ言ヲ俟タザレ共一方其ノ生活ノ安定ヲ期スル事モ極メテ緊切事タルコトヲ思惟ス

茲ニ於テ学則ノ一部ヲ変更シ其ノ大部ハ教員ノ優遇ニ当テルト同時ニ一方教育施設ノ改善充実ヲ図リ以テ益々本校教育ノ發展ヲ期セントス

第三条 第五条 第十条 ノ変更ハ教育ニ関スル非常措置方策ニ基ク

國土館専門學校学則

第一条中「國土館」ノ次ニ「創立」「本領」ヲ「趣旨」ニ「真摯堅実ナル」ヲ「修文練武ニ依リ殉國ノ」

ニ改メ「兼テ」ノ次ニ「斯道ノ」ヲ挿入ス

第 二条中「武道国漢科武道地歴史」ヲ「剣道科、柔道科、弓道科」ニ「置ク」ヲ「置キ」ニ改メ「置キ」ノ次ニ「各科ノ専攻ヲ分チテ国語、地理、及ビ歴史トス」ヲ挿入ス

第 三条中「武道国漢科、武道地歴史四年」ヲ「剣道科、柔道科、弓道科三年」ニ改ム

第 四条中「武道国漢科一〇〇名武道地歴史一〇〇名」ヲ「剣道科一〇〇名柔道科八五名弓道科一五名」ニ改ム

第 五条中ノ学科及其程度ヲ別紙ノ通り改ム

第 十条中「一中等学校ヲ卒業シタルモノ」ヲ「中等学校卒業者及四年修了者」ト改ム

第二十六条中「入学考査料金五円」ヲ「金拾円」ニ改ム

第二十七条中「入学金五円」ヲ「金拾円」ニ改ム

第二十八条中「授業料本科生ハ一ヶ年金百三十円」ヲ「百五十円」ニ改ム「但シ」以下削除

附則第一条 第二条 第三条 第四条 第五条 第十条 第二十六条 第二十七条 第二

十八条ノ変更規定ハ昭和一九年四月ノ入学者ヨリ之ヲ適用ス

(以下、略)

一五 昭和二十二年一月 国士館高等拓殖學校廃止ノ件開申（国立公文書館所蔵）

教総収第四八九七号

昭和二十一年一月廿一日

東京都長官 藤 沼 庄 平印

文部大臣 安 倍 能 成 殿

私立学校廃止ノ件開申

標記ノ件世田谷区世田谷一ノ一〇〇六番地国士館高等拓殖學校設立者財団法人国士館ヨリ申請有之昭和二十
年十二月三十一日限廃止ノ件本日認可候ニ付及開申候也